

平成22年鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
平成22年6月15日（火）						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
開閉会日時			平成22年6月15日 午後1時00分		日高直幸	
及び宣告			閉会開議		議長	
			平成22年6月15日 午後1時21分		日高直幸	
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	須藤信一郎	出欠	11	毛利喬	出欠	
2	原哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠	
3	香原暹	出欠	13	宇田川亮	出欠	
4	星正彦	出欠				
出席 12人	5	武谷保正	出欠			
欠席 1人	6	岡崎邦博	出欠			
欠員 0人	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
	10	川野高實	出欠			
会議録署名議員	3番	香原暹	4番	星正彦		

職出	務席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	渡辺智文	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	原繁幸	出欠	
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	岡松要一	出欠	
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	白石秀美	出欠	
	総務課長	阿部哲	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠	
	福祉人権課長	松澤守	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠	
	税務住民課長	熊井照明	出欠	教育課長	平瀬研一	出欠	
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠	
議事日程		別紙のとおり					
付議事件		別紙のとおり					
会議経過		別紙のとおり					

## 平成22年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月15日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第42号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第43号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第47号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第37号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第48号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第49号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書
- 日程第14 議案第50号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書

日程第15 陳情第5号 生活保護の「老齡加算」復活を要求する国への意見書を求める陳情  
(民生産業委員長報告)

日程第16 閉会中の継続事件

平成 22 年 6 月 15 日（第 4 日）

開議 13 時 00 分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第 1 議案第 42 号から日程第 3 議案第 47 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13 番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 42 号 専決処分の承認 平成 22 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号。

議案第 43 号 専決処分の承認 平成 22 年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第 1 号。

本委員会は 6 月 9 日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案を承認すべきものと決定したから、会議規則第 76 条の規定により報告します。

次に議案第 47 号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本委員会は 6 月 9 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 42 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 43 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 47 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 42 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 43 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 4 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 4 2 号 専決処分の承認 平成 2 2 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 2 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 4 3 号 専決処分の承認 平成 2 2 年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第 1 号採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 3 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 4 7 号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 4 議案第 3 7 号から日程第 1 2 議案第 4 8 号までの 9 件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

#### ○ 6 番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 3 7 号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例。

議案第 3 8 号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 3 9 号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 4 0 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 4 1 号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正する条例。

議案第 4 4 号 平成 2 2 年度鞍手町一般会計補正予算第 1 号。

議案第 4 5 号 平成 2 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号。

議案第 4 6 号 平成 2 2 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 1 号。

議案第 4 8 号 平成 2 2 年度鞍手町一般会計補正予算第 2 号。

本委員会は 6 月 9 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

**○議長 日高 直幸君**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 3 7 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 3 8 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 3 9 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 4 0 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 4 1 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 4 4 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 4 5 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 4 6 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 4 8 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 3 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第37号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)



挙手多数です。よって議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。  
次に議案第48号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第2号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。  
次に進みます。  
日程第13 議案第49号及び日程第14 議案第50号の2件を一括して議題とします。  
提出者を代表して、6番議員 岡崎邦博君に趣旨説明をお願いします。

#### ○6番 岡崎 邦博君

議案第49号及び議案第50号の2件を一括して提案いたします。  
議案第49号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書。  
議案第50号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で、循環型社会の再構築を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

平成22年6月15日提出

提出者 鞍手町議会議員 岡崎邦博 同上 宇田川亮

提案理由 地方自治法 昭和22年法律第67号 第99条 並びに鞍手町議会会議規則  
昭和62年鞍手町議会規則第1号 第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

尚、別紙意見書案の朗読は省略します。

#### ○議長 日高 直幸君

お諮りします。

議案第49号及び議案第50号の2件は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号及び議案第50号の2件は質疑討論を省略しま  
す。

これから採決を行います。

議案第49号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第49号は原案のとおり可決されました。  
次に議案第50号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求  
める意見書を採決します。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第15 陳情第5号を議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第5号 生活保護の「老齢加算」復活を要求する国への意見書を求める陳情。

本委員会は6月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したから、会議規則第94条の規定により報告します。

尚、別紙意見書案の朗読は省略します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第5号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第5号 生活保護の「老齢加算」復活を要求する国への意見書を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第5号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に日程第16 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長より目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布したとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

これより継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長の申し出のとおり継続審査をすることに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第4回定例会を閉会します。

閉会 13時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 香 原 暹

議員 星 正 彦